

所管部課		教育部教育総務課		部長	小俣 学	
件 名		第三次東大和市学校教育振興基本計画について				
		区分		1 審議事項	○ 2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
1. 要 旨						
「第二次東大和市学校教育振興基本計画」の計画期間が令和5年度で終了することから、次期計画を策定したものである。 (1) 主な内容 教育基本法第17条の規定に基づいて策定する、東大和市における学校教育振興のための施策に関する基本的な計画である。 【基本理念】笑顔あふれる豊かな学び 一人一人のウェルビーイングを高める学校づくり 方針1：グローバル化する社会の持続可能な発展に向けて主体的に学び続ける力の育成 方針2：誰一人取り残さない全ての児童・生徒の可能性を引き出す学びの保障 方針3：学校・家庭・地域の連携による学びの充実 方針4：教育DXの推進 (2) 計画期間 令和6年度～令和10年度 (3) 施行日 令和6年4月1日						
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 令和6年1月5日 令和6年第1回東大和市教育委員懇談会において説明。 令和6年2月5日 令和6年第2回東大和市教育委員懇談会において意見聴取。 令和6年3月27日 令和6年第3回東大和市教育委員会定例会で審議。						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、市議会議員への情報提供 及び 公式ホームページでの周知に向け、手続きを進める。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。